

鳥取県表彰・認定等審査会（鳥取県グリーン商品認定審査会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県表彰・認定等審査会（鳥取県グリーン商品認定審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（調査審議する事項）

第2条 審査会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項を調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げる事項とする。

- （1）鳥取県認定グリーン商品の認定審査に関する事項
- （2）鳥取県認定グリーン商品の認定要件に関する事項
- （3）鳥取県認定グリーン商品の認定の取消しに関する事項
- （4）その他認定要綱の目的を達成するために必要な事項に関する事項

（組織）

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審査会に会長、副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会は、鳥取県商工労働部産業振興課長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、鳥取県商工労働部産業振興課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月11日から施行する。
- 2 当要綱制定時の委員の任期については、第4条第2項の規定に関わらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。